

(参考) 平成 29 年 2 月 1 日 農薬・動物用医薬品部会【資料 3-3】

スルホキサフロルの残留基準の取扱いについて

1. 経緯

- 農薬スルホキサフロルの残留基準については、農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（インポートトレランス申請）がなされたことに伴い、基準値の設定について審議を進めているところ。
- 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、平成27年9月に開催された農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、基準値案が了承された。
- 平成27年11月、米国環境保護庁（EPA）が、裁判所の命令^{注1）}に基づき、すべてのスルホキサフロル製剤の登録を取り消し、これによりスルホキサフロル製剤の米国での販売は原則禁止された^{注2）}。
- このため、インポートトレランス申請に係る基準値設定が確定できないことから、EPAの再登録の結果を待った上で基準値案について検討する旨を、平成28年3月4日開催の本部会に報告し基準値設定の手続を保留した。
- EPAは平成28年10月14日、ミツバチへ影響を与えないよう、一部の適用作物への使用を削除するとともに開花時期を避ける使用方法に変更して再登録されたことから、基準値設定の手続きを再開するもの。

注1） 養蜂団体等からの提訴を受けたものであり、裁判所は、スルホキサフロルについて、蜜蜂への影響に関する十分なデータの提出を求めないままEPA が登録を認めたことは無効として、その登録の取消を命じた。

注2） ただし、エンドユーザー（農家等）が所持する製剤については、従前認められていた使用方法を遵守する限り、引き続き使用が可能。

2. 再登録の内容

EPAはミツバチへの影響について評価し、以下のとおり再登録した。なお、米国における食品中の残留基準値には変更がない。

- 開花時期が長く、時期が定まらない作物（かんきつ、わた、ウリ類、だいず、いちご）は、使用基準から削除。
- ミツバチが訪花する可能性のある作物（果菜類（うり科を除く）、仁果類、核果類、ベリー類、なたね等）は落花後の使用に制限されるよう使用方法を修正。
- ミツバチが訪花しない作物（大麦、小麦等）や開花前に収穫する作物（葉菜類、根菜類、鱗茎類）は修正なし。

3. 日本の農薬登録における対象作物の取扱い（予定）

農林水産省は、国内登録について申請されている全作物を登録予定。また、ミツバチについて、注意事項を記載する予定。

（米国の登録が変更された農作物の日本における登録の取扱い予定）

米国（再登録後）	日本（登録予定）
かんきつ（削除）	かんきつ
うり科野菜（削除）	きゅうり
果菜類（うり科を除く、落花後の使用に制限）	トマト、ミニトマト
仁果類（落花後の使用に制限）	りんご、なし

4. 食品中の残留基準の取扱い（案）

米国の再登録により削除又は使用法が変更された食品中の残留基準の取扱い（案）は以下のとおり。

- ① コーデックス基準が設定されている食品については、これを参照して残留基準設定を行う。（例）いちご：米国基準値（0.7ppm）→ コーデックス基準（0.5ppm）
- ② 国内で登録が予定されている農作物については、その作物残留試験により残留基準設定を行う。（例）きゅうり：0.7ppm（国内作物残留データより）。
- ③ 使用時期が落花後に制限された農作物については、収穫前日数に変更はなく、残留基準値を変更しない。

スルホキサフロルの米国の登録状況と日本における申請内容について

1. 日本の申請内容について

(1) 適用作物

かんきつ (*1)、りんご (*2)、なし (*2)、キャベツ、だいこん、レタス、
きゅうり (*1)、トマト・ミニトマト (*2)、稲

*1: 米国の再登録で削除された作物

*2: 米国で開花後の使用に限定された作物

(2) 使用上の注意事項

ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。

① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないこと。

② 受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。

③ 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

2. 日本におけるミツバチへの対応について（米国で削除又は使用制限された作物）

(1) かんきつ

米国では、かんきつ類は開花期間が長いレモン、ライム等を含むことから、「開花期を特定しにくい作物」として削除された。

かんきつ類は自家結実性のため、受粉のためにミツバチ等を必要としない。

日本のかんきつ類の多くは、5月に開花し、適用害虫のアブラムシの防除時期は、4月から6月、カイガラムシの防除時期は開花後である。アブラムシの防除時期の一部は、開花期に重なるが、自家結実性であることに加え、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

(2) きゅうり

米国では、うり類は開花期間が長期であること、受粉にミツバチを用いることが多いことから、開花を基準とした明確な制限ができないと判断され、削除された。

日本でも、きゅうりの開花期間は長期にわたるが、日本で栽培されるきゅうりの主要品種は単為結果であり、受粉のためにミツバチ等は導入されていない。一部の地域で、受粉の必要な品種を栽培しているが、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

(3) トマト・ミニトマト

トマトは、開花期が長期であるが、ミツバチが好まない作物で、米国において受粉には、マルハナバチが用いられる。日本における受粉は、マルハナバチの他、植物成長調整剤や単為結果品種の利用があり、マルハナバチの利用はトマト栽培全体の3割程度である。

また、マルハナバチに対するスルホキサフロルの接触毒性はミツバチに比べ低い。

したがって、「受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。」の注意事項を遵守すれば、マルハナバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

(4) りんご

米国では、開花後の使用に制限された。

日本において、りんごは主に北海道、東北、甲信地区で栽培され、開花期間中の気温が低いため、マメコバチによる受粉が一般的である。りんごは、5月上旬～下旬に開花するが、適用害虫のアブラムシの防除時期は、落花15日後から新梢の伸長が停止する7月頃まで、カイガラムシの防除時期は、落花10～20日後及び7月下旬～8月上旬であることから、開花中に使用されることはない。さらに、「受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。」の注意事項を遵守すれば、マメコバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

(5) なし

米国では、開花後の使用に制限された。

日本では、自家受粉ではうまく受粉できないこと、5つの柱頭全てに受粉をさせないと、果実が変形し商品価値が著しく損なわれることから、人工授粉が行われている。

なしは、4月初旬～中旬に開花し、適用害虫のアブラムシ類の防除時期は、りん片脱落期から開花直前及び受粉終了後から5月下旬まで、カイガラムシ類の防除時期は5月から6月下旬である。アブラムシの防除時期の一部は開花期に近いが、人工授粉が一般的であることに加え、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。